

衆議院法務委員会ニュース

平成 27.4.7 第 189 回国会第 5 号

4 月 7 日（火）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

・上川法務大臣、大塚法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

宮川典子君（自民）

- ・少年事件の被疑者である少年の実名等の報道について、少年法第 61 条を改正し、社会的影響が大きく、凶悪な事案の場合には特例として認めるべきであると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・犯罪被害者のプライバシーや尊厳の保護についてどのような取組をしているのか、内閣府に伺いたい。また、インターネット上で加害者及び被害者のプライバシーに関する情報が流布された場合、人権を守るためにどのような取組をしているのか、法務省に伺いたい。
- ・医療少年院が抱える課題について、法務省に伺いたい。
- ・発達障害のある児童生徒の非違行為について実態調査を行っているのか、文部科学省に伺いたい。また、発達障害が原因と考えられる触法行為について調査研究を行っているのか、厚生労働省に伺いたい。
- ・医療少年院出院後の地域における受け皿となる療養コミュニティを構築することが必要であると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。

柚木道義君（民主）

- ・外国人の不法就労対策については、来日する外国人の立場に立った方策を講じるべきだと考えるが、法務大臣の認識及び今後の取組について、伺いたい。
- ・人身売買に関する人権侵犯事件についての実態把握に努めるとともに、その調査のための人員体制の整備などの取組を行っていくべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ヘイトスピーチやヘイトクライムについての現状認識及び今後の取組方策について、法務大臣政務官に伺いたい。
- ・外国人技能実習生について、過酷な実態の報道や米国国務省の「2014 年人身売買報告書（日本に関する部分）」など国内外で批判がある中で、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」は批判に耐えられる形で適正化が図られるものとなっているのか疑念を覚えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

鈴木貴子君（民主）

- ・いわゆるえん罪被害者の保護・救済の必要性に対する法務大臣の見解を伺いたい。
- ・刑事補償制度における補償額の根拠を伺いたい。また、補償額の上限と下限の額の差異を是正するとともに、身柄拘束を受けていない者も補償の対象とすべきと考えるが、これらの見直しについての法務大臣の見解を伺いたい。
- ・被告人や被告人の弁護人が要求した証拠を開示することこそ公正な裁判手続を実現する手立てになると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

井出庸生君（維新）

- ・平成 24 年度の裁判員等経験者に対するアンケート調査における、裁判員として裁判に参加した感想に関する問 11 の質問の意図を、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・国民の関心の最たるものであることなどから死刑求刑刑事案を今後も裁判員裁判の対象事件とし続ける一方で、今国会に提出された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案」により、死刑求刑刑事案となることが多い長期間の審判を要する事件を対象事件から除外してしまってもよいものなのか、法務省の見解を伺いたい。また、同法案は、時間をかけて丁寧に審議すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

重徳和彦君（維新）

- ・児童相談所が把握した児童虐待事案が刑事事件に発展した場合、被害児童の供述の聴取に関して、児童相談所及び警察がどのような連携を行っているのか、伺いたい。
- ・虐待の被害児童に対し、児童相談所、警察及び検察が供述の聴取を繰り返すことにより、心理的二次被害や推測等を交えた質問による供述の変化が生じる問題について、警察及び検察における認識及び対応を伺いたい。
- ・現行制度を前提に、多機関連携のチームにより虐待の被害児童から一度の面接で供述を聴取する司法面接を児童相談所、警察及び検察のそれぞれが代表して行った場合の問題点に

ついて、伺いたい。

- ・民間団体が、虐待の被害児童に対して司法面接及び医師の診察を1か所で行うことのできる「子供の権利擁護センター（CAC）かながわ」を設立したことに対する評価及び政府においてもその導入に取り組むべきとの考えについて、法務大臣の所見を伺いたい。

清 水 忠 史君（共産）

- ・平成9年に裁判所速記官の養成停止を決定した理由及びその際に理由として挙げられた逐語調書の増大の予測についての現状並びに平成16年の本委員会における答弁で調書作成への活用を示唆された音声認識システムの現状について、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・平成16年の衆議院及び参議院の法務委員会の「裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」において、裁判所速記官の将来の執務態勢等について十分な配慮をすべきとされたことを、今でも尊重する考えはあるか、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・公正で迅速な裁判を受ける権利の保障の観点から置かれた裁判所速記官について、その役割及び重要性に対する法務大臣の所見を伺いたい。